

## 〈2〉 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

### 〈大学全体〉

前述したとおり、本学の教員組織は、各学部学科等の教育研究分野や学生数の規模等に  
応じて編制され、教員の採用計画は全学的な教員組織の編制方針に基づき設けられている。  
教員採用の際には、本学の教育理念と目的を理解し、カリキュラム上の必要性や教員の役  
割等を明確にしたうえで各自の専門性を生かした教育活動と研究業績を審査し、評議会及  
び理事会の審議の結果、採用を決定し、各学部・研究科の教育課程に対応した教員の組織  
を編制している。本学においては、「教育職員任用規程」《資料Ⅲ-1》で教育職員を「教  
授、准教授、助教及び助手」と定めており、職位の資格を「教育職員選考基準規程」《資  
料Ⅲ-2》において明確に定めている。

本学は特色ある教育課程編成のために「神奈川大学特任教員規程」《資料Ⅲ-6》により  
特任教員を任用している。各学部及び大学院法務研究科における特任教員の人数は、当該  
学部の教授、准教授、助教の総人数の 5%を限度として枠を定めている。（「神奈川大学  
特任教員規程」さらに、「神奈川大学特任教員規程第 6 条に定める取り扱いについて」《資  
料Ⅲ-7》により各学部及び大学院法務研究科の教員定数の 10%を超えない範囲の専任教員  
1 名を採用することに替え、特任教員 2 名を採用することができるように定めている。）  
また、学校法人神奈川大学将来構想「中期実行計画」の推進等全学に関わる諸課題に対応  
するため、前述の特任教員の他、教学運営上必要とされる「教学全体枠」として特任教員  
を若干名任用することができるように「神奈川大学特任教員規程」を一部改正した。当該  
特任教員については、授業担当に替えて特別業務が行うことができるよう規定しており、  
2014 年 4 月現在 10 名任用されている。

各学部において任期を定めた外国人特任教員を採用する場合は、当該学部の教員定員数  
内において「外国人特任教員任用等に関する規程」《資料Ⅲ-8》に基づき採用している。  
非常勤講師の任用の人数の限度については定めておらず、カリキュラムの必要性に即して  
「神奈川大学非常勤講師任用規程」《資料Ⅲ-9》に基づき委嘱している。その他、本学の  
教育研究の活性化のために特に重要な部門の環境整備、教育に係る重点的な強化を図るこ  
とを目的とし、「神奈川大学特別招聘教員規程」《資料Ⅲ-10》を定め、2014 年 4 月現在 7  
名採用し、組織の充実に努めている。

理学部・工学部においては、助手や教務技術職員を配置し、学生実験等の安全を確保し  
てきたが、2001 年に任期制助手として特別助手制度が導入され、2007 年度からは、高度な  
知識と経験を持つ教育職員を確保するため、「特別助教制度（特別助手から特別助教への  
任用も含む）」を導入した。さらに、2008 年度からは、特別助教の任用を更新する制度も  
導入（最大更新期間 5 年）した。その後、2012 年 8 月「労働契約法の一部を改正する法律」  
が公布され、有期労働契約に関する基準が規定されたことに伴い、有期労働契約が反復更  
新されて通算 5 年を超えた場合は、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるこ  
ととなったが、特別助手及び特別助教は本来若手研究者の育成や循環を目的とした職階であ  
ることから、本学においては、「特別助手及び特別助教の任用等に関する規程」《資料Ⅲ  
-11》を改正し、2013 年 4 月 1 日以降新たに任用する者から任用更新を行わないこと、ま  
た、特別助教からの任用を可能とした。

本学は、専任教員を各学部・研究科に配置するにあたり、専任教員一人当たりの学生数

にも考慮し、順次見直しを行っている《資料Ⅲ-4 No.5》。2014年5月1日現在の専任教員1人当たりの学生数は、横浜キャンパスにおいて、法学部68.6名、経済学部が84.2名、外国語学部が26.4名、人間科学部38.0名、工学部31.0名となっている。法学部と経済学部は教員一人当たりの学生数が多いため、継続的に改善に取り組んでいる。外国語学部、工学部、人間科学部については学科の入学定員が比較的小規模であり、外国語学部は外国語運用能力や異文化間コミュニケーション能力を育成する学部であり、少人数クラスによる教育が中心となること、人間科学部は心理系、健康科学系、社会系を柱とし、演習・実習・実技を伴う分野であること、工学部は実験・実習を伴う分野であることに加え、横浜キャンパスの教養系科目・外国語科目を担う専任教員が主にこの3学部にも所属していることによるものである。一方、湘南ひらつかキャンパスでは、卒業論文を必修化している経営学部が41.0名、理学部が30.2名である。経営学部では、横浜キャンパスの法学部、経済学部と同様に入学定員の規模が大きく、教養系科目・外国語科目担当の専任教員が所属しているものの、ST比の改善に向けて検討が始まっている。

「大学設置基準」第1章第10条において、「教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。」と規定されている。教員組織における専任比率については、各学部における専門教育については60～70%であり、概ね専任教員の担うべき教育責任は果たされているといえよう《資料Ⅲ-4 No.4》。

学部、分野により専兼比率は異なるものの、主要な専門科目については、専任教員が責任を持ち教育を行っている《資料Ⅲ-4 No.9》。共通教養教育における専任比率について、湘南ひらつかキャンパスにおいては経営学部の教養教育は80%となっているが、これは1年次に必修の演習科目を置いていること、同キャンパスの共通教養科目担当の専任教員の多くが経営学部に所属し、専門科目をも担当しているためである。横浜キャンパスにおいては教養教育が30%、語学教育が20～30%台にとどまっている。

定年退職等の教員補充に際して年齢構成の是正に努めている。学部・大学院において開講する授業科目または指導研究を担当するに相応しい資格を有する教員をバランスのとれた年齢構成に配慮し、概ね各学部・研究科で著しい偏りはなく、適切に採用している。男女比率については、女性教員は漸増しているものの、未だ全学的には15.6%にとどまっている《資料Ⅲ-12》。

各学部の教育課程の編成方針は、各学部内に設置されている「カリキュラム検討委員会」において検討され、変更のある場合は、各学部教授会において審議を行い、評議会において審議・決定を行う。教育課程において、全学共通もしくは複数の学部にかかわる教育上の諸問題がある場合は、副学長主宰の「総合学生サポート委員会」《資料Ⅲ-13》において検討する。

全学共通の共通教養系科目、外国語科目、教職課程（資格課程）についての教育課程の編成は、各学部から選出された共通教養教育推進委員会委員、共通教養教育推進委員会専門部会委員及び資格教育課程協議会によって検討され、学部間の連絡調整が行われている。高度情報化に対応したメディア教育及び教育・研究環境の情報化に関する事項については、各学部から選出されている委員からなるメディア教育・情報システム委員会が、調整機関として全学的な情報教育を支えている。

大学院については、各研究科・専攻の教育課程の編成方針は、各研究科内（専攻）に設置されている「カリキュラム検討委員会」において検討され、変更のある場合は各研究科委員会において審議され、大学院全研究科もしくは複数の研究科にまたがる事項を検討する「大学院委員会」《資料Ⅲ-14》において審議決定される。学長の諮問機関として、ルーティン事項を審議する大学院学務委員会《資料Ⅲ-15》及び大学院が直面する重要な問題を審議する大学院政策委員会《資料Ⅲ-16》が組織され、様々な検討のうえ、答申を行っている。

以上、本学は、学部・研究科レベル、全学レベルの問題に応じた審議機関がそれぞれ設置されており、評議会・大学院委員会を意思決定機関とする十分な責任体制が組み立てられている。

学術研究の推進及び充実に関する基本方針等を審議するために、総合学術研究推進委員会《資料Ⅲ-17》（以下「推進委員会」という。）が設置されており、学長に指名された副学長が委員長となっている。委員会の構成員には、研究科委員長、学部長、図書館長等が含まれており、学部教授会及び大学院研究科委員会への連携が担保されている。

また、推進委員会の下には、学術研究の向上及び充実に関する具体的事項を審議する研究委員会《資料Ⅲ-17》が置かれている。委員長は総合学術研究推進委員長がつとめ、委員には附属研究所の所長が含まれている。研究委員会で審議・承認された案件は必要に応じて、推進委員会に付議されることになっており、学術研究に関する課題を、研究所・図書館という学術研究組織と学部、研究科が共有し、連携できるよう配慮がなされている《資料Ⅲ-18》。

#### 《1 法学部・法学研究科》

本学部は、法律学科及び自治行政学科の2学科体制であり、専任教員は両学科に分置されているが、授業科目については両学科所属の学生が自由に受講できる。その点で、学科ごとの教員配置における教育上の不都合は生じていないが、本学部の学内で定めた教員定数は35名（特任教員1名を含む）であり、教員一人当たりの学生数は68.6人（学生収容定員2,400名）となり、前回認証評価において指摘された教員一人当たりの学生数の解消については、果たされていない《資料Ⅲ-4 No.5》。

年齢構成は、61歳以上の教員割合が約32%、51歳から60歳が約24%、41歳から50歳が約24%、31歳から40歳までが約16%、30歳までが約2%（少数点以下切捨て）であり、若年層の割合が低い傾向にある。また、教員定数のうち女性の割合は、8.6%にとどまっている《資料Ⅲ-4 No.7》。

2014年4月1日現在において実質的に本学部の教育に従事している教員の平均担当授業時間の内訳は、教授が12.4時間、准教授が12.6時間、助教が9.9時間であり、責任授業時間10時間に対し、教授、准教授の負担増が目立つ《資料Ⅲ-4 No.8》。

2014年度の本学部専任教員数（教員定数）は35名、他方で非常勤講師数は49名である。授業を担当する教員に係る「専兼比率」は約75.6%であり、7割5分以上の授業を専任教員が担当していることになる《資料Ⅲ-4 No.9》。

専任教員を採用する際には、学部内において採用選考委員会を設置し、5名の委員によって選考を行い、当該委員会の結論を原案として教授会に諮り、出席数の3分の2以上の賛成をもって採用を決している。また、非常勤講師の採用に当たっては、学部教授会の審

議事項として審議・承認手续によっている。専任教員、非常勤講師とも、採用の可否の審議においては、担当予定科目に対する候補者の研究・教育歴を中心に、その適性について判断を行っている。

## 《2 経済学部・経済学研究科》

学部・学科においては体系的なカリキュラムと、学生の学修効果を上げるために設けられたコース制のもとに科目が配置されており、その科目を担当するに相応しい専門分野の教員によって組織されている。

本学部では、各教員の担当科目と専門分野の適合性についてカリキュラム委員会などで検証し、教授会で承認を得ている。

2014年4月現在、本学部の専任教員数は56名で、そのうち5名が任期制の特任教員である。56名の男女は男性47名、女性9名で、年齢構成は次の通りである。30～39歳：10名、40～49歳：11名、50～59歳：15名、60歳以上：20名《資料Ⅲ-4 No.7》。また、学生定員が1学年1,100名であるから、教員1人当たりの学生数79名と多い《資料Ⅲ-4 No.5》。学部の非常勤講師は89名に上る。大規模クラスの授業は一クラスの規模を一定数にするため、専任と非常勤との複数クラス開講を実施している。

研究科を担当する専任教員は博士前期課程では45名、博士後期課程では30名である。大学院生数は18名であるから教員数は十分であるが、博士前期課程では非常勤講師11名が一部授業科目を担当している。

本研究科では、博士前期課程については教授・准教授が、博士後期課程については教授が担当している。教員が准教授あるいは教授に昇任し、新しく博士前期課程あるいは後期課程の科目を担当するようになった場合には、本学部での研究業績審査を前提として運営委員会で、教員の専門性に基づいて担当科目を決め、研究科委員会で承認を得ている。各教員のシラバスについても運営委員会で検証している。今後は専任教員の比率を増加させる予定である。

## 《3 経営学部・経営学研究科》

本学部の教員組織は、教育課程編成をもとに多彩な専任教員と非常勤講師によって構成されている。2014年度の本学部教員は専任教員53名（特任教員5名を含む）及び非常勤講師147名より構成されている。2014年度より新カリキュラムが実施されるため、専任、非常勤講師ともに教員組織の体制を整備してきた。本学部のある専任教員は、湘南ひらつかキャンパスにおける一般教養、語学、体育、教職課程の科目を担当する教員も本学部に所属する。それらを担当する教員25名と、経営学関連科目を担当する教員28名からなる。そのなかで、専門の経営学教育に加え、本学部教育の特徴の一つ、国際教育については語学、一般教養及び経営学の専任教員が中心となって関連する授業を担当している。教育の柱のもう一つである体験型教育（インターンシップ）については経営学関連科目を担当する専任教員によって推進されている。

専任（特任を含む）教員職位構成は、教授28名、准教授19名、助教5名は専門教育及び教養教育科目においては、専任教員の割合は6割を超えている。専任教員1名あたりの在籍学生数は41.0名である《資料Ⅲ-4 No.5》。年齢比率は60歳代が30.7%、50歳代が26.9%であり、40歳代と30歳代の合計よりも50歳代以上のほうがやや多い比率となっている《資料Ⅲ-4 No.7》。

#### 《4 外国語学部・外国語学研究科》

本学部の教員組織は、教員組織の編制方針を踏まえつつ、2014年度の本学部教員は専任教員72名（うち特任教員9名を含む）及び非常勤講師364名より構成されている《資料Ⅲ-4 No.5》。教員数が学生定員数と比較して多いのは、神奈川県横浜キャンパスの共通教養教育もあわせて担当する教員が本学部によく在籍するためである。また非常勤講師も他学部より群を抜いて多い《資料Ⅲ-4 No.9》が、それも共通教養、とくに外国語科目を担当する非常勤講師が在籍するためである。

専任（特任を含む）教員の職位構成は、教授28名、准教授19名、助教5名であり、専門教育においては、専任教員の割合は6割を超えている《資料Ⅲ-4 No.8》。年齢比率は31歳から70歳までの5歳ごとのグループで見ると、31歳～35歳が0%、56歳から60歳が6.9%となっているほかは、各年代とも10%代になっており、偏りのない構成となっている。《資料Ⅲ-4 No.7》

各学科では専任教員採用の際に、在籍教員の専門分野との兼ね合いからどのような研究分野の教員が必要かを検討してから採用に入るようにしており、教員が退職するにあたっては、教育課程に基づき適正な教育ができる教員組織を保つべく注意を払っている。専任教員1名あたりの在籍学生数は学部全体で26.4名である《資料Ⅲ-4 No.5》。

上記のような割合・数字を持つ本学部の教員組織であるが、本学部の教育目的は「外国語学部規程」に謳っているように、「外国語の実践的な運用能力を高め、諸外国の社会及び歴史等、異文化についての理解を深めるとともに、異文化間の相互理解と文化交流を行える国際的な教養を身につけた人材の育成を目的とする」ことである。本学部のこのような教育目的を、各学科はそれぞれの対象地域・国の実際に即して具現化すべく、それぞれの教育課程を編成し、相応しい教授陣容を整えている。国際文化交流学科は入学定員に比して多数の教員が配属されているが、全学共通の教養系科目と外国語科目の担当が、国際文化交流学科の教員には義務付けられていることによる。構成員の約3分の1が、外国語学研究科の教員を兼担し大学院の授業をも担当している。

#### 《5 人間科学部・人間科学研究科》

本学部の専門教育（専攻科目）の約60%は専任教員が担当している《資料Ⅲ-4 No.9》。必要に応じて非常勤講師を委嘱することで、教育課程に対応した教員配置を実現している。専攻科目の中でもとりわけ重要な科目は必修あるいは選択必修科目に指定し、それらについては原則として専任教員が担当している。また本学部・学科では、通常の講義科目に加え、実験・実習やフィールドワークを重視しているが、その運営を補助するために、幾つかの科目において教務補助員を採用し、専任教員と協力しながら教育を推進している。本学部で採用している教務補助員は、博士号取得者あるいは博士課程在学中の者に限定しており、一定の水準を有する人材が教育の補助に当たっている。専任教員と非常勤講師、教務補助員が連携しながら教育効果を上げる体制が作られている。

担当授業時間は教授の場合、平均15.1授業時間《資料Ⅲ-4 No.8》であり、文系学部の中では外国語学部とともに授業時間が多い。これは本学部の教員の多くが全学の共通教養系科目やスポーツ系科目、資格課程（教職）などを担っているためである。

なお、本学部所属の教授17名及び准教授3名が大学院人間科学研究科の授業と研究指導を担当しているが、博士後期課程（及び博士前期課程）の研究指導を担当する教員は本学

大学院学則《資料Ⅲ-5》により、大学院設置基準に規定する D または MO 合資格に該当すると人間科学研究科委員会が認めた本学部の教員であり、2014 年度は 13 名（内訳は教授 11 名、准教授 2 名）である《資料Ⅲ-4 No.6》。

#### 《6 理学部・理学研究科》

理学部の全ての学科で、教授、准教授、助教、特別助教をはじめ教務技術職員も含め、ほぼ全員が博士号を有し、各学科の教育課程において基礎教育と専門教育を実施するのに相応しい教員組織となっており、適切に運用できている。理学の分野を広く理解するための教育課程として、必要な分野については十分に整備されている。工学部の数学教室からの教員の異動が実現して、数理・物理学科が 2012 年度に開設されたので、理学の基礎分野についてはかなり補強された。ただし、教員 1 人当たりの学生に関しては、新学科の開設に伴って学科間での差が生じている。すなわち、数理・物理学科に所属する教員が 16 名（14 研究室）であるのに対して入学定員は 70 名となっている。情報科学科では教員 15 名（11 研究室）に対し入学定員 110 名、化学科と生物科学科は教員 15 名（12 研究室）に対し入学定員 110 名、と研究室（教員数）当たりの学生数に大きな隔たりが生じている《資料Ⅲ-4 No.5》。

#### 《7 工学部・工学研究科》

本学部では、大学が定めた教員定数に含まれる教育に全責任を持つ教員と、その所属する学部長及び指導教員の監督の下に研究及びこれに準ずる職務に従事する特別助手及び特別助教及び教員定数の一定割合で任用が認められる特任教員とからなる。この数は「学科教室の教員数」《資料Ⅲ-19》のとおりであって、定数内の教員が合計で 84 名在籍しており、欠員はない。学科に所属する教員定数内の教員には、原則各 1 名定数外の教員（本学の規程により助手も含む）または教務技術職員（制度的には教務技術支援課所属）が、教室系には、必要数の定数外教員または教務技術職員が割り振られ、教育・研究に当たっている。定数外教員は、2002 年度採用から 5 年の任期制となっている。

各学科では、卒業研究の研究室を運営する定数内教員が中心となって、教育課程ならびにその運営の責任を担っている。2012 年度から教育を開始した総合工学プログラムは、学科所属教員と教室系教員 28 名からなる運営委員会を組織し、さらに教育課程や入試関連業務の立案・実施に関する企画ならびに実務を担当する企画委員会（学科所属教員 4 名、教室系教員 5 名からなる）で運営されている。教室系教員は、工学部学生に対する基礎科目と全学の学生に対する教養系科目に対して責任を担っているほか、一部の教員は前述の総合工学プログラムの運営に携わっている。学部共通事項の立案、学科間の調整を行う組織として、工学部教育委員会を設置して運営している。

教員 1 名当たりの学生数は、統計データ《資料Ⅲ-4 No.5》にあるとおり 31.0 名であり、人数的には概ね適正な教員数を有する。しかし、これは学生数を定数外教員 32 名も含めた教員数（助教以上）で割って計算された数であって、定数内教員のみで割ると 42.3 名と、高い数値となる。定数外教員の多くは任期があるため、年度途中で転出することもあり、卒業研究等において教員 1 名が担当する学生数に大きなアンバランスを生じることもある。

#### 《15 歴史民俗資料学研究科》

歴史学、民俗学を柱とする本研究科では、歴史学では日本史の各時代－古代中世、近世、

近代、現代に対応した専任教員が、また民俗学では民俗研究の各分野－民俗社会、民俗宗教、口承民俗、民俗技術、比較民俗学に対応した専任教員が配置され、論文指導に当たっており、基本的な教員構成は充実している。しかし、いくつかの科目、口承民俗学、文化遺産資料学、オーラルヒストリー、芸術文化資料、景観資料、建築文化資料学は特任、非常勤、兼任教員に依拠している。また本研究科の高度職業人養成のために、博物館学の分野をカリキュラムで設けているが、博物館展示学、博物館歴史資料学、博物館民俗資料学、文書館資料学は、非常勤講師に協力を仰いでいる。

#### **◀16 法務研究科▶**

法律基本科目の90%以上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30%以上は専任教員が担当し、法律実務基礎科目群の主要科目は弁護士の実務家教員が担当している。